

厚生労働省・社会保険庁から 被保険者・年金受給者の皆様へ

この度の年金記録をめぐる問題については、大変ご心配をおかけしておりますことを、心よりお詫び申し上げます。

基礎年金番号にまだ統合されていない年金記録も、大切に保管しています。

平成9年の基礎年金番号の導入以前には、転職や転居等により、1人が複数の年金番号を持つ場合も生じていましたが、1人1番号の基礎年金番号を用いて、年金記録の確認を簡易・迅速に行えるようにしました。

これまで、記録を結びつけるための照会を全被保険者に行い、また、年金の請求時にもご本人に確認してきましたが、まだ約5000万件（平成18年6月）の記録が基礎年金番号に結びつけられていません。この未統合の記録は大切に保管されていますが、そのままでは年金支給に結びつかなくなるおそれがあります。

年金記録問題への新対応策を進めます。

被保険者・年金受給者の皆様には、基礎年金番号に結びつけられている加入履歴を順次送付します。ご疑問があれば、社会保険事務所までお問い合わせください。

5000万件の記録を、被保険者・年金受給者の記録と、突き合わせ、未統合の記録がある可能性のある方には、お知らせします。

万が一社会保険庁や市町村に記録がない場合には、領収書等の証拠がなくても、銀行通帳の出金記録、元雇用主の証言などを根拠として、第三者委員会で判断してもらう仕組みを作ります。

なお、5年の時効を超えた場合でも、全額お支払いできるようにする特別立法が国会に提出されています。

お客様からのお問い合わせには 心から誠実に対応します。

社会保険事務所の専用窓口にお問い合わせください

お電話でのお問い合わせはフリーダイヤル

0120-657830

インターネットでは、ID・パスワード方式による年金加入履歴の取得がご利用いただけます。

(<http://www.sia.go.jp>)

年金記録相談の窓口開設

日時：7/24（火）10:30～15:00（受付）

相談会場：加西市役所6階会議室

持参していただくもの：年金手帳、身分証明書（年金手帳をお持ちでない方）

本人以外は、委任状が必要です。

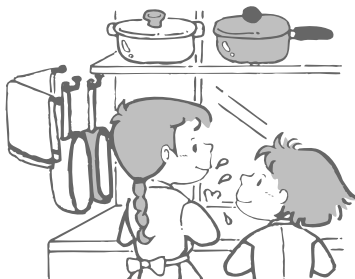
*年金記録に関する受付のみ実施します。

問合せ先：加古川社会保険事務所 ☎(079) 427-4511

下水道を使用できる区域の家庭は、一日も早く水洗化を！

調理くずや食べ残しは水の汚れの大きな原因となりますので、よりよい水環境を守るため、水洗化をすすめてみましょう。

※公共下水道の区域では下水道法により、3年以内に水洗便所への改造を行うことが義務付けられています。



台所からの汚れはどのくらいと思いますか？

魚がすめる程度に薄めるのに必要な水の量（浴槽1杯300ℓとして）			
米のとぎ汁	2リットル	浴槽	4杯分が必要
牛乳	コップ1杯180mL	浴槽	9杯分が必要
みそ汁	おわん1杯200mL	浴槽	4.5杯分が必要

※てんぷら油は、流さないでください。

問合せ先：*工事に関すること 下水道課 ☎④8760

*使用料に関すること 上下水道お客さまセンター ☎④8795